

事務連絡  
平成 28 年 3 月 3 日

都道府県労働局総務部長 殿

厚生労働省大臣官房地方課  
企画室 長

### マイナンバーに係る相談への対応について

平成 28 年 1 月 1 日から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）における個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用が開始されたところである。

番号法第 14 条第 1 項により、事業主は労働者にマイナンバーの提供を求めることができるが、当該マイナンバーの提供等について、総合労働相談コーナー（以下「相談コーナー」という。）に相談が寄せられる可能性がある。

今後、相談コーナーに相談が寄せられた場合は、下記の事項に留意して相談者に対応するよう、各総合労働相談員に対し周知徹底されたい。

なお、別添のリーフレットは、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>）にも掲載されているが、各相談コーナーにも配布して、事業主及び労働者に対する周知に努められたい。

### 記

- 1 マイナンバー制度そのものに関する質問又は事業主の番号法違反に関する苦情の相談については、相談者の意向を踏まえ、内閣官房の「マイナンバー総合フリーダイヤル」又は個人情報保護委員会の「マイナンバー苦情相談あっせん窓口」を案内すること。
- 2 「マイナンバーを提供しないことで解雇されたが、解雇を取り消してほしい。」等、番号法の違反に関わらない労働問題に関する相談については、相談コーナーにおいて、相談者の求めに応じて、別添のリーフレットに基づき、「裁判例はないが、違法な解雇として無効になる可能性がある」旨の助言・指導を実施する等、各労働関係法令に基づく対応を行うこと。
- 3 「マイナンバーを提供したくない。」という労働者の相談に対しては、相談コーナーにおいても、別添のリーフレットを示して、事業主からの正当なマイナンバーの提供の求めには応じる必要がある旨説明すること。

# 社会保障・税の手続書類へのマイナンバー（個人番号）の記載について、事業主・従業員の皆様のご協力をお願いします。



## 1 事業主の皆さんへ

- ◆ 社会保障・税に関する手続書類の作成事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員にマイナンバーの提供を求められます。  
また、従業員から受け取ったマイナンバーは適切に管理する必要があります。

### 《社会保障（雇用保険、健康保険・厚生年金保険等）・税に関する手続書類》

- 雇用保険被保険者資格取得届・喪失届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届、源泉徴収票、支払調書 等

- ◆ マイナンバーの提供を求める時期等について、マイナンバー法やガイドライン等のルールを守っていただくようお願いいたします。

### 《マイナンバーの提供を求める時期》

- 社会保障・税に関する手続書類の作成事務が発生した時点が原則です。
- 契約を締結した時点等のその事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されています。
  - \* 例えば、給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で事業主から従業員にマイナンバーの提供を求めることも可能であると解されます。
  - \* 雇用契約を締結する前（採用面接時等）に事業主から採用選考対象者等にマイナンバーの提供を求めることはできません。
  - \* いわゆる「内定者」については、その立場や状況が個々に異なることから、一律に取り扱うことはできませんが、例えば「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）には、その時点でマイナンバーの提供を求めることができると解されます。

## 2 従業員の皆さんへ

- ◆ 社会保障・税に関する手続書類へのマイナンバーの記載は、法令で定められた事業主の義務となっており、事業主は、マイナンバー法に基づき、従業員に対してマイナンバーの提供を求めることができます。
- ◆ 従業員も、事業主から、法律に基づく正当なマイナンバーの提供の求めがあった場合には、これに応じていただくようお願いいたします。

### 《事業主に提供したマイナンバーの取扱い》

- 事業主は、法律で限定的に定められている場合以外の場合に、従業員のマイナンバーや、マイナンバーと結びついた情報を利用したり、第三者に提供することはできません。
- また、事業主は、従業員のマイナンバーや、マイナンバーと結びついた情報の漏えい、滅失等の防止その他の適切な管理のため、必要かつ適切な「安全管理措置」を講じなければならないこととされています。

マイナンバーを提供しても、適切に取り扱うこととされています。  
マイナンバーについてのトラブルがあった際の相談先は、裏面を参照ください。



# マイナンバーの取扱いでお困りのことは、各窓口までご相談ください！



Q 1

採用説明会や採用面接の際にマイナンバーの提供を求められることはありますか？

A 1

事業主は、雇用契約を締結する以前（採用面接時等）にマイナンバーの提供を求めることはできません。マイナンバーの提供や利用範囲などマイナンバー制度全般については、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。



Q 2

勤務先にマイナンバーを提供しましたが、適切に管理されていないようで、漏洩が怖いのです。

A 2

事業主は、マイナンバーと結びついた情報の漏えい、滅失等の防止その他の適切な管理のため、必要かつ適切な「安全管理措置」を講じなければならないこととされています。

事業主のマイナンバーの取扱いについての苦情やあっせんに関するご相談は、個人情報保護委員会のマイナンバー苦情あっせん相談窓口でお受けしています。



Q 3

勤務先から、マイナンバーを提供しないと、解雇したり、賃金を支払わないと言われたのですが・・・

A 3

社会保障・税に関する書類へのマイナンバーの記載は、法令で定められた事業主の義務であり、事業主は、マイナンバー法に基づき、従業員に対してマイナンバーの提供を求めることができます。このことをご理解いただき、事業主から、法律に基づく正当なマイナンバーの提供の求めがあった場合には、これに応じていただくようお願いします。

一方で、マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります。

職場で起きた労働問題については、都道府県労働局や労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにご相談ください。



## <マイナンバー制度全般のご相談は>

◆マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ・平日9:30-20:00 土日祝日（年未年始を除く）9:30-17:30
- ※一部IP電話等でつながらない場合は
  - ・通知カード、マイナンバーカードについては、050-3818-1250
  - ・その他のお問い合わせについては、050-3816-9405 におかけください。

## <マイナンバーの取扱いについての苦情のご相談は>

◆個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03-6457-9585

- ・平日 9:30-17:30
- ・この窓口では、事業主等に対する苦情に関する相談を行っています。

## <職場で起きた労働問題についてのご相談は>

◆総合労働相談コーナー（都道府県労働局や労働基準監督署内に設置）

- ・厚生労働省ホームページで、総合労働相談コーナーの所在地を掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>